

令和8年3月19日成田市規則第2号

成田市の窓口受付時間を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、成田市の窓口受付時間に関し必要な事項を定めるものとする。

(窓口受付時間)

第2条 成田市の窓口受付時間は、別に定めるもののほか、成田市の休日に関する条例（平成元年条例第46号）第1条第1項に規定する市の休日を除き、午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定は、窓口受付時間外に事務を遂行することを妨げるものではない。

(対象施設)

第3条 前条の規定は、次に掲げる施設において適用する。

- (1) 本庁舎（成田市成田消防署を除く。）
- (2) 成田市下総支所
- (3) 成田市大栄支所
- (4) 市民生活部市民課赤坂分室
- (5) 市民生活部市民課遠山分室
- (6) 成田市保健福祉館
- (7) 水道庁舎

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。